

(規定制定の背景)

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的に制定され、平成 17 年 4 月に施行されました。平成 29 年 5 月までは、5,000 件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象だったため、5,000 人以下の自治会町内会等の団体には、法律の適用はありませんでした。

しかし、平成 27 年 9 月に個人情報保護法が改正され、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降は、自治会を含む**全ての**事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められることになりました。

一方、自治会の運営のためには、会員情報の把握が必要です。自治会の役割と活動、連絡や緊急時のために名簿が必要であることと、その正しい取扱いを定めたものが「個人情報取扱規程」です。

## 東石川一丁目自治会個人情報取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、東石川一丁目自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第 3 条 本会は、この個人情報保護に関する規程を、総会資料または回覧等により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知するものとする。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は、自治会会員名簿においては自治会役員及び班長、組長とし、避難行動要支援者名簿においては避難行動要支援者を支援する役員とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第 7 条 本会は、会長が「東石川一丁目自治会入会届」等を、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

2. 避難行動要支援者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取

得する際は、本人の同意を得るものとする。

3. 本会が会員から取得する個人情報、氏名（家族、同居人含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時における支援の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで、会員が同意する事項とする。

（同意の取消し）

第8条 会員は、前条の規定に基づき個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取消することができる。

2. 本会は、会員から取消しの申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、自治会会員名簿としてすでに会員に配布しているものに関しては、削除の連絡をすることでこれに代える。

（利用）

第9条 本会が保有する個人情報は、その目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
- (2) 自治会会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を高める活動
- (4) 安心安全で、住みよいまちづくり活動
- (5) 慶弔等対象者の把握
- (6) 災害時における要支援者の支援活動

（管理）

第10条 収集した個人情報は、会長が管理するものとし、適正に管理する。

2. 本会会員名簿は、配布を受けた個々の班長及び組長が適切に管理する。
3. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

（提供）

第11条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは茨城県、ひたちなか市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) ひたちなか市自治会連合会、社会福祉協議会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、自治会に関する事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

（開示）

第12条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2. 個人情報管理者は、会員から会員本人の個人情報の開示の請求があったときは、本人

または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合や、事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、その他の法令に違反することとなる場合を除き、本人に開示しなければならない。

(訂正、利用等)

第 13 条 本会は、保有する個人情報について、会員から会員本人の個人情報の訂正請求があった場合において、請求に正当な理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行うものとする。

2. 本会は、保有する個人情報の利用または第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に正当な理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用または提供の停止を行うものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第 14 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

付 則

本規程は、令和 4 年 6 月 25 日より施行する。